

(当初実施年月日
平成15年4月1日)

理工学研究科博士後期課程の長期履修制度の運用内規

令和7年4月1日

(趣 旨)

第1条 この内規は、大分大学大学院学則第22条の2に基づく理工学研究科博士後期課程の長期にわたる教育課程の履修（以下「長期履修制度」という。）の運用について定める。

(対象学生)

第2条 長期履修制度を適用される者（以下「長期履修生」という。）は、次に掲げる学生とする。

（1）社会人学生

（2）研究科長が特に必要と認めた学生

(長期履修期間)

第3条 長期履修生の履修期間は、3年6月以上6年以内の期間で、申請に基づき、研究科委員会の審議により個別に定める。

2 正規の修学年数を越える履修期間の単位は、1年又は半年単位とする。

(申請の時期)

第4条 長期履修制度の申請は、原則として博士後期課程入学の時とし、特に必要があるときは、入学後1年以内に申請しなければならない。

(長期履修期間の延長)

第5条 長期履修期間の再延長は、認めない。

(休学期間)

第6条 長期履修生の休学期間は、通算して3年を限度とする。

(最大在学期間)

第7条 長期履修生の在学期間の限度は、延長された履修期間にかかわらず、正規の修学年数に3年を加えた期間とする。ただし、休学期間を除くものとする。

(長期履修生の在学期間満了前の修了)

第8条 長期履修生があらかじめ認められた在学期間満了前に課程修了に必要な単位を修得しつつ課程修了に必要な研究指導を受けたと研究科委員会が認めた場合は、あらかじめ認められた在学期間を短縮して課程を修了することができる。

(雑則)

第9条 その他長期履修制度の運用について必要な事項は、研究科長が別に定める。

付 記

この内規は、令和7年4月1日から実施する。